

生涯学習活動団体登録のしおり

— 生涯学習活動の意義と公民館による支援 —

都市化の進展などにより人間関係が希薄化しているといわれる今日、同じまちに暮らす私たちが互いに学びあい、教えあい、その成果を活かして社会に貢献したりすることは、豊かな地域づくりの第一歩となるでしょう。

そのため、公民館では生涯学習活動を行う団体に対し、活動の場を提供するとともに、施設使用の優先的な申請受付と使用料等の減額などを行うことでその活動を支援しています。

1 登録の対象となる生涯学習活動団体

旭川市内には、社会や地域の課題、家庭教育・子育て支援、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、ボランティアなどについて様々な学習や活動を行う団体があります。

そうした団体のうち、自主的・主体的な運営を行い※1、生涯学習活動※2を継続的・計画的に行い、その学習成果の発揮が期待できる団体で、教育委員会が定める要件を満たした団体が登録の対象となります。

なお、塾や各種教室のように、講師(先生)が活動の中心となって運営する団体や、会員相互の親睦・交流のみを目的とする団体は登録の対象となりません。

※1 「自主的・主体的な運営」とは

講師が中心ではなく、会員同士が活動内容、予算、役割分担などを話し合って運営し、組織体制(会則など)が整っている団体です。

※2 生涯学習活動の例

生涯学習活動の内容は様々ですが、例として以下の様な学習・活動があります。

- 社会や地域の課題等に関する学習・活動(まちづくり、環境問題など)
- 家庭教育・子育て支援(育児サークルなど)
- 文化・芸術(合唱、演劇、音楽、絵画、料理、写真、手芸など)
- スポーツ・レクリエーション(軽スポーツ、健康の増進、野外活動など)
- ボランティア活動ほか(学習支援、青少年育成、高齢者福祉など)

これらを含め、次の「2 登録の基準」を満たす団体が登録の対象となります。

2 登録の基準

(1) 団体の組織及び運営が次のとおりであること。

- ア 会員が自主的かつ主体的に運営しており、原則として会員の入退会を妨げられないものであること。
- イ 会員は原則として市内在住・在勤・在学者であること。
- ウ 会員及び日常の活動人員が5名以上であること。
ただし、使用を希望する公民館の室面積が200㎡以上（大会議室B）である場合は、いずれも10名以上であること。
- エ 組織体制（代表者・会則・活動計画・会員名簿）が整備されていること。
- オ 団体独自の予算があり、かつ経理を行っていること。

(2) 次に掲げる事項に該当しない団体であること。

- ア 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行う団体
- イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体
- ウ 特定の宗教を支持し、又は教派もしくは教団を支援する宗教活動を行う団体
- エ 企業、学校等に属するクラブ活動の団体
- オ 名称に特定の流派を冠した団体

3 登録の申請方法ほか

(1) 申請を行う時期と登録期間

① 登録説明会への出席

毎年1月中に各公民館において登録説明会を開催します。説明会では登録の要件や方法、申請の期限などを説明し、登録申請書等必要な書類をお渡しします。

② 申請書の提出

登録を希望する団体は、説明会の後、提出期限までに申請書を各公民館へ提出してください。申請書を提出いただいた後、各公民館で審査を行い、登録が認められた団体には登録証をお渡しします。

③ 登録期間

登録期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。

※なお、4月以降に新たに活動を開始した団体等で「2 登録の基準」を満たし、登録を希望する団体は、利用を予定する公民館で登録申請を行うことができます。登録が認められた場合は登録証をお渡しします。登録期間は登録証の記載日からその年度内の3月31日までとなります。

(2) 必要な書類

- ① 生涯学習活動団体登録申請書（各公民館でお渡しします）
- ② 会則（規約）※
- ③ 会員名簿 ※

※ 必要な要件を満たせば団体独自の様式でも構いません。ご希望があれば参考例をお渡しします。

(3) 複数の団体で希望する室・曜日・時間が重なった場合

登録申請の後、団体の間で希望する室・曜日・時間帯が重なった場合、公民館と各団体との間で話し合い、調整します。話し合いで調整がつかない場合は抽選を行います。

4 登録が認められた団体の活動

(1) 登録の効果

登録が認められた団体は、登録期間中における公民館の室使用に対して、使用料等の減額と優先的な申請受付が認められます。

なお、登録された団体であっても、室の使用は使用申請書が承認されて初めて確定となります。使用申請前に公共的な目的等による室の使用が予定される場合は、室が使用できないことがあります。

(2) 登録団体の運営

登録された団体の活動は、会員による相互学習を基本とし、講師を配置する場合にも団体の運営全般は会員が担います。また、人々が自由に活動に参加しやすくするため、会費と講師謝礼金についてはできるだけ低額とすることが望ましいものとします。

(3) 登録の取消し

登録団体の活動が「2 登録の基準」の要件を備えていないと認められるときや、登録団体としてふさわしくない行為をしたと認められるときは、登録が取り消されることがあります。

また、公民館は必要な場合に団体の活動について事情を聴き、必要な書類の提出を求めることがあります。

(4) 登録事項の変更・団体の解散があった場合

団体の代表者、連絡先、その他登録事項の変更があった場合は変更届を、団体が解散した場合は解散届を届け出てください。様式は各公民館に備えてあります。

(5) 情報の公開

登録された団体は、その名称や活動内容、会費、連絡先を公民館のホームページ等で広く市民に公開します。

●その他、詳細につきましては「旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱」に定められておりますので、あわせてご覧ください。

5 団体活動の発展に向けて

団体の活動は参加者の学びが中心となりますが、その成果の発表や活動を通して、他の団体や地域と交流し、さらに深く学ぶことで活動のさらなる発展につながります。

そのため次のような活動に取り組んでみましょう。

(1) 学 び

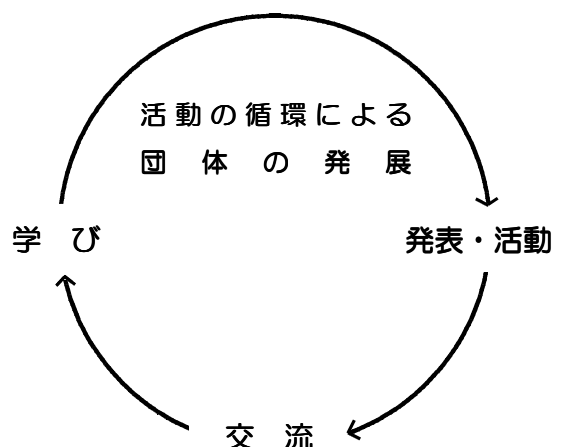
- ・会員以外の参加を広く呼びかけ学習会を開く。
- ・学習方法などについて公民館に相談する。

(2) 発表・活動

- ・学習したことを仲間と共に実践する。
- ・作品の展示、実演、又は競技等の機会に参加して活動の内容を地域等に広く紹介する。

(3) 交 流

- ・向上した知識や技能を生かして、初心者に教える機会をつくったり、ボランティア活動を行うなど、団体として学んだことを地域社会の中に活かす。
- ・入会を希望する方を積極的に受け入れる。
- ・合同学習会などを開いたり、他の団体と交流し互いの活動に活かす。



6 登録申請書の記載例

平成〇年度 生涯学習活動団体登録申請書 (新規 ・ 継続)

(あて先) 旭川市教育委員会

活動内容種別(公認入)

フリガナ 団体の名称	ロマニアブラエサークル 浪漫油絵サークル	会則に定める会の正式名
団体の目的 及び活動内容	本会は、油絵について深く理解し、その技術の向上に励むとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。	
連絡先	氏名 瑠野 和亜留	電話番号 50-2345
発足の年月	昭和・平成〇年	公民館ホームページ等で新規加入者への広報用として公開される団体の連絡先です。
会員数	10名	「午前」は9時～12時 「午後」は13時～17時 「夜間」は18時～22時の時間内です
希望する活動 場所・時間帯等	〇〇公民館 (分館) 室名: 〇〇学習室	
	<input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 毎月 (第1・第2・第3・第4・第5) 水曜日 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不定期	<input checked="" type="checkbox"/> 午前 10:00 ~ 12:00 <input type="checkbox"/> 午後 : ~ : <input type="checkbox"/> 夜間 : ~ :
会費の徴収	有 (毎月ごとに 3,000 円)	会費、講師謝礼金はできるだけ低額であることが望ましいものとします。
専任講師氏名	① 横山 泰寛	②
講師謝礼金	月額 30,000 円 その他 (交通費等) 3,000 円	
決算(見込)概要	【収入】 ・繰越金 30,000 円 ・会費収入 @ 3,000 円 × 10 人 × 12 月 × 回 = 360,000 円 @ × 人 × 月 × 回 = 円 ・その他の収入 10,000 円	【支出】 ・講師謝礼 @ 30,000 × 1 人 × 12 月 × 回 = 360,000 円 @ × 人 × 月 × 回 = 円 ・運営費 20,000 円 ・その他 10,000 円 ・繰越金 10,000 円
※合計額は収支が一致します	合計 400,000 円	収支は一致します 400,000 円
活動成果・計画	【活動成果】 毎週1回の絵画学習 4月1日 定例総会 7月5日 全市公民館合同展 出展 10月7日 公民館フェスティバル出展 11月2日 臨時総会(役員改選ほか) 12月4日 市民対象の絵画教室の実施 2月8日 ○△ギャラリーにて展示会 3月30日 役員会	【活動計画】 毎週1回の絵画学習 4月 定例総会 7月 全市公民館合同展 出展 10月 公民館フェスティバル出展 12月 市民対象の絵画教室の実施 2月 ○△ギャラリーにて展示会 3月 役員会

室の使用は原則として週1回が限度です。
月3回など回数が決まっている場合は、できる限り正確に記載してください。

決算が12月の場合は決算額、3月の場合は決算見込額を記入してください。
なお、団体独自の決算書がある場合、申請書に添付していただければ、空欄でも構いません。

●定例的な活動
●大会・行事への参加・実施
●運営に関する会合などの前年度の活動成果と新年度の計画を記入してください。
なお、団体独自の計画書がある場合、申請書に添付していただければ、空欄でも構いません。

生涯学習活動団体一覧表及び旭川市公民館ホームページに団体名、会員数、活動日、活動時を公開することを承諾し、会則及び会員名簿添付のうえ以上のおり申請します。

平成〇年 1月 31日 公民館へ提出する日付

団体名 浪漫油絵サークル
代表者氏名 蓮 武蘭登 押印は不要です

7 会則の参考例※

浪漫油絵サークル 会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、浪漫油絵サークル (以下「本会」という。)と称し、事務局を代表宅に置く。

(目的)

第2条 本会は油絵について深く理解し、その技術の向上に励むとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、第2条の目的に賛同する者をもって組織する。

(入退会)

第4条 本会への入会及び退会は、申し出により認めるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 例会の開催 (開催日 毎週水曜日)
- (2) 総会の開催
- (3) 役員会の開催
- (4) 公民館合同展への出展
- (5) 市民を対象にした絵画教室ほか

必要があればさらに追加してください。

(総会及び役員会)

第6条 総会は年1回開催する。ただし、臨時に総会を開催することを妨げない。

2 総会は、事業計画及び会計に関すること並びに役員を選出その他の運営に必要な事項を審議する。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 総会及び役員会は、会員の過半数の出席をもって成立するものとし、議事は出席者の過半数を持って決する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

必要があればさらに追加してください。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を担当する。

4 監事は、会計事務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てることとする。

2 会費の額は、1か月当たり3,000円とする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる1年間とする。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附 則

この会則は、平成▲年▲月▲日から施行する。

※上記の要件を満たしている場合は、団体独自の会則でも構いません。必要であれば上記の様式をお渡しします。

8 会員名簿の参考例 ※

(団体名)

浪漫油絵サークル 会員名簿

ページ

全体ページ

(1 / 1)

役職名	氏名	住所	電話	備考
会長	蓮 武蘭登	〇条通×丁目	10-1111	
副会長	瑠野 和亜留	永山〇条×丁目	20-2222	団体連絡先
会計	五卯木 哉	東旭川町〇兵村	30-3333	
監事	瀬山 安布	神楽〇条×丁目	40-4444	
	班 基步	末広〇条×丁目	50-5555	
	四洲 令	江丹別町〇〇	60-6666	
	江戸画 努我	東鷹栖〇条×丁目	70-7777	
	九郎土 茂根	神居〇条×丁目	80-8888	
	安里 真手洲	西神楽南〇条×丁目	90-9999	
	部羅 万句	北門町〇丁目	10-1112	

5
役職名は必ず記入して下さい。

10

15

20

※講師は会員ではありませんので、この名簿には記入されません。

※この名簿は、会の運営に関する以外には使用しないでください。

※上記の要件を満たしている場合は、団体独自の名簿でも構いません。必要であれば上記の様式をお渡します。